



2020年5月13日

各位

会社名： 森永製菓株式会社
代表者名：代表取締役社長 太田 栄二郎
(コード番号 2201 東証第1部)
問合せ先：執行役員
コーポレートコミュニケーション部長 国近 文子
(TEL. 03-3456-0150)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の廃止について

当社は、適時開示の本資料につきまして当社英文ホームページへの掲載の運用手順不備により、当初の適時開示時刻以前に外部閲覧が可能な状況となっていたことが本日判明したため、その対応として、本日開催の取締役会において、2020年6月開催予定の第172期定時株主総会の終結時に有効期間が満了する「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続せず、廃止することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

当社は、2008年6月27日開催の第160期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的に本プランを導入し、その後3回の更新を経て、現在までこれを継続して参りました。

この間、当社は、2018年度を初年度とする中期3か年経営計画において、「経営基盤の盤石化と成長戦略の加速」を基本方針に掲げ、長期的且つ持続的な企業の成長に向けて、経営基盤の強化を進めるとともに、コーポレートガバナンス強化の取組を進めてきております。

当社は、このような取組を進める中、買収防衛策に関する近時の状況や国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、当社を取り巻く経営環境及び市場環境を踏まえ、本プランの継続について慎重に検討した結果、本プランを継続せず、上記当社定時株主総会の終結時をもちまして廃止することを決議いたしました。

なお、当社においては、本プラン廃止後も当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいり所存であり、当社株式の大量買付行為等の提案がなされた場合には、大量買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を速やかに講じてまいります。

以上